

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

港湾課

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

防災砂防課

【公告】

○ 一般競争入札の実施

総務学事課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ ”

”

○ ”

”

○ 公共測量の実施

監理課

○ 公共測量の終了

”

○ ”

”

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

目次

担当課（室）

令和5年1月17日 岡山県公報 第12464号

◎岡山県告示第二十八号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和五年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 赤	一台	玉野H〇三八八八
二六インチ 赤	二台	不明
二六インチ 青	一台	岡山県警察〇一P五四二九六
二六インチ 銀	一台	玉野A三一二八三
二六インチ 銀	三台	不明
二六インチ 緑	一台	不明
二六インチ 桃	一台	不明
二六インチ 黄	二台	不明
二七インチ 黒	一台	玉野H一三七七一
二七インチ 黒	一台	玉野H一五〇七四

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和四年十一月二十一日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 〇八六三―三一―三二二一

◎岡山県告示第二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三

条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

円定寺地区（追加）

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を平成十八年岡山県告示第五十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

岡山県岡山市東区長沼一二九三番一

一号及び二号

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

三号

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

四号

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

五号

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

六号及び七号

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

八号から十号

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

十一号及び十二号

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

十三号

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

十四号

〔二四〕貸付調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を採択する。

企業団地 一五七号

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
岡山県立記録資料館システム借上げ 一式
- (2) 借入物件の内容等
入札説明書及び岡山県立記録資料館システム調達仕様書による。
- (3) 借入期間
令和5年3月1日から令和10年2月29日まで
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
入札金額は、本件借入れに必要な費用一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格者

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第35号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 (086) 226-7538

- (2) 申請書の提出期限
令和5年1月24日(火) 正午

4 入札手続等

- (1) 入札説明書等の交付場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所
〒700-0807 岡山市北区南方二丁目13番1号
岡山県立記録資料館
電話 (086) 222-7838

- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
ア 交付期間

令和5年1月17日(火) から同年1月24日(火) まで(月曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて直接交付する。

岡山県ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/site/321/828750.html>) からダウンロードすることもできる。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ60グラムであるので注意すること。

- (3) 入札説明会
開催しない。

- (4) 入札参加資格申出手続
この一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年1月24日(火) 午後5時までに、入札説明書で指定する一般競争入札参加申出書を提出しなければならない。

5 入札

- (1) 開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年1月31日(火) 午後1時30分

イ 場所

岡山市北区南方二丁目13番1号
岡山県立記録資料館

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

- (2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)アの日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合

は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。
イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）並びに1（1）の件名及び（1）アの日時を記載したものに限り。）をして、郵送等により、令和5年1月27日（金）の午後5時までに（1）イの場所に提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金
財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4（4）の一般競争入札参加申出書を提出した者は、契約担当者から当該書類に關し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of product to be leased :
Okayama Prefectural Archives system

(2) Lease period :
1 March, 2023 to 29 February, 2028

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
01:30 PM, 31 January (Tuesday) , 2023

(5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Archives, 2-13-1,
Minamigata, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken,

700-0807, Japan

TEL 086-222-7838

令和5年1月17日 岡山県公報 第12464号

〔二五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡モール

所在地 笠岡市富岡字元八丁目二三二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 株式会社プレひまわり

住所 広島県福山市西新涯町二丁目一〇番一一号

代表者の氏名 代表取締役 梶原 秀樹

ほか五者（届出書別紙に記載のとおり）

（変更後）

名称 株式会社プレひまわり

住所 広島県福山市西新涯町二丁目一〇番一一号

代表者の氏名 代表取締役 梶原 聡一

ほか四者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和元年七月三十一日ほか

二 届出年月日

令和四年十二月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年一月十七日から同年五月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和5年1月17日 岡山県公報 第12464号

〔二六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡モール

所在地 笠岡市富岡字元八丁目二三二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

株式会社プレひまわり

午前九時から午後十時まで

（変更後）

株式会社プレひまわり

午前九時から午後十二時まで

4 変更年月日

令和五年二月二十一日

二 届出年月日

令和四年十二月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年一月十七日から同年五月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び笠岡市産業部商工観光課

〔二七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ひまわり山陽店・ルール山陽店

所在地 赤磐市下市字善正寺四七八番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 日本地所倉庫株式会社

住所 岡山市北区野田二丁目四番一号

代表者の氏名 代表取締役 藤沢 純造

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社プレひまわり

（変更前）午前九時から午後十時まで

（変更後）午前九時から午後十二時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）午前八時三十分から午前零時三十分まで

4 変更年月日

令和五年二月二十一日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称 株式会社プレひまわり

住所 広島県福山市西新涯町二丁目一〇番一―号

代表者の氏名 代表取締役 梶原 聡一

イ 名称 ルール株式会社

住所 福岡県うきは市浮羽町東隈上三二〇番一号

代表者の氏名 代表取締役 志村 政忠

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百五十六平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 五十六台

イ 駐輪場の収容台数 三台

ウ 荷さばき施設の面積 五十五平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 七・一立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

名称 ルール株式会社

開店時刻 午前十時

令和5年1月17日 岡山県公報 第12464号

閉店時刻 午前七時

イ 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前零時から午後十二時（二十四時間）

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

二 届出年月日

令和四年十二月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年一月十七日から同年五月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課

令和5年1月17日 岡山県公報 第12464号

〔二八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、早島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	都窪郡早島町早島 地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
測量期間	令和五年一月十日から同年 二月二十八日まで

令和5年1月17日 岡山県公報 第12464号

〔二九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	総社市秦地内く富原地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
終了年月日	令和四年十二月十三日

令和5年1月17日 岡山県公報 第12464号

〔三〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市矢部地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年十二月二十三日	終了年月日

令和5年1月17日 岡山県公報 第12464号

〔三一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
都窪郡早島町前潟字拾ノ割六一八―一一、六一八―一二、六一八―一三
- 二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名
岡山市北区昭和町一三―二八
有限会社友愛薬局
取締役 久保 宏之
- 三 許可年月日及び許可番号
令和四年十二月二十日岡山県指令建指第三七八号